

## 徳島県青少年健全育成条例の改正について

### 1 徳島県青少年健全育成条例について

青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、県、県民等の責務等を明らかにするとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止に関し必要な事項等を定めている。

### 2 改正の方向性

#### (1) こどもの権利擁護

児童の権利に関する条約、こども基本法の趣旨をふまえ、条例中に「青少年の権利の尊重」、「青少年の最善の利益の考慮」について位置づけ

#### (2) 改正刑法で新設された規定（16歳未満が保護対象）について、16歳以上18歳未満に対象を拡大

- ①性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態等の映像送信を要求すること  
(39都道府県で規定)
- ②わいせつ目的で威迫、偽計又は誘惑等の刑法に定める手段を使って面会を要求すること
- ③②の結果、わいせつ目的で面会すること

#### (3) いん行未遂に対する罰則規定を新設し、

- ・映像送信要求
  - ・面会要求
  - ・面会
  - ・いん行未遂
  - ・いん行（条例第14条で規定済み）
- の各行為について個別の罰則を規定

※(2)、(3)について罰則を規定する場合、検察協議が必要

(4) フィルタリングの利用促進を図るため、  
保護者がフィルタリングを利用しない場合の書面提出義務を規定

- ・ 事業者の保護者等への説明書交付義務 (35 都道府県で規定)
- ・ 保護者がフィルタリングを利用しない際の理由を記載した書面の提出義務 (37 都道府県で規定)
- ・ 事業者の、上記により提出された書面の保存義務 (37 都道府県で規定)
- ・ 違反した事業者への勧告 (37 都道府県で規定)
- ・ 勧告に従わない事業者の公表 (35 都道府県で規定)

(5) がん具・図書類取扱事業者の定義中にインターネット販売を含め、県外事業者に対し有害がん具及び有害図書の販売制限等について規定  
(鳥取県で規定)

※現在は条例第8条及び第11条により県内事業者のみ対象

(6) その他、所要の改正

(7) 今後の予定

検察協議の進捗に応じ、審議会に報告